

脱炭素都市づくり大賞審査委員会 設置要綱

制定令和 5 年 12 月 7 日

国 都 環 政 第 21 号

環地域政発第 2312071 号

1 趣旨

政府では、ネットゼロ、循環型、ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換を統合的に進めることとしており、特にネットゼロの観点では我が国の 2030 年度の 46%温室効果ガス削減や 2050 年ネットゼロの国際公約の達成に向けては、世界の温室効果ガス排出量の 7 割、エネルギー需要の 6 割以上を占める都市の脱炭素移行が不可欠である。

また、都市部において、気候変動への対応に加えて、生物多様性の確保や Well-being の向上に向けて、「まちづくり GX」の取組の強化を図ることとしている。

そこで、2030 年度までにネットゼロの実現を目指すとともに、まちづくり GX や資源循環・ネイチャーポジティブの推進に取り組む、優れた脱炭素型の都市の開発事業を表彰し、好事例として国内外に発信することにより、脱炭素型の都市づくりを促進する。

表彰対象の選定に際し、専門的な見地から、開発事業の事業主等から申請された応募内容について審査を行うため、「脱炭素都市づくり大賞審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の構成等

- (1) 審査委員会は学識経験等有識者のうちから国土交通省都市局長及び環境省地域脱炭素推進審議官が委嘱した者をもって構成する。
- (2) 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任されることができる。
- (4) 委員長は委員が互選し、委員長代理は委員長が必要に応じて指名する。
- (5) 委員長が委員以外の者の助言等が必要と認める場合には、委員以外の者を協力者に指名することができる。

3 審査委員会の運営等

- (1) 審査委員会は、必要があると認めるときは、都市の開発事業の事業主等関係機関に対して、資料の提出、意見聴取、その他必要な協力を求めることができる。
- (2) 審査委員会の議事は、個別事業の評価や関係する個別企業の活動・技術等に関わる内容も含まれることから非公開とするが、委員長の判断により公開とすることができる。
- (3) 応募のあった案件又は選定された案件と利害関係のある委員は当該応募案件に関する審査に参加することができない。

- (4) 審査委員会において審査を行う際、委員は、応募書類、審査内容等に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (5) 審査委員会の円滑な運営を支援するため、環境省大臣官房地域政策課に事務局を置く。
- (6) この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。